

第 1 章 震災時等の相互応援に関する協定（関東地方知事会）

（趣旨）

第 1 条 この協定は、関東地方知事会を組織する知事の協議により東京都、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、神奈川県、山梨県、静岡県及び長野県（以下「都県」という。）において、地震等による災害が発生し、被災した都県独自では十分な応急措置が実施できない場合において、災害対策基本法第 5 条の 2、同法第 8 条第 2 項第 12 号及び同法第 74 条第 1 項の規定並びに友愛精神に基づき、都県が相互に救援協力し、被災した都県の応急対策及び復旧対策を円滑に実施するため、必要な応援その他の事項について定める。

（連絡窓口）

第 2 条 都県は、あらかじめ相互応援に関する連絡担当部署を定め、都県において激甚な災害が発生したときは、速やかに相互に連絡するものとする。

2 都県は、災害時の情報交換手段を確保するため、複数の通信連絡網整備に努めるものとする。

（応援の種類）

第 3 条 応援の種類は、次のとおりとする。

(1) 物資等の提供及びあっせん

ア 食料、飲料水及びその他の生活必需物資

イ 救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な資機材及び物資

ウ 救援及び救助活動に必要な車両・舟艇等

(2) 応急対策に必要な職員の派遣等

ア 救助及び応急復旧に必要な職員

イ ヘリコプターによる情報収集等

ウ 応急危険度判定士、ケースワーカー、ボランティアのあっせん

(3) 施設又は業務の提供若しくはあっせん

ア 傷病者の受入れのための医療機関

イ 被災者を一時収容するための施設

ウ 火葬場、ゴミ・し尿処理業務

エ 仮設住宅用地

オ 輸送路の確保及び物資拠点施設

(4) 前各号に定めるもののほか、特に要請のあった事項

2 都県は、前項の応援が円滑に実施できるよう、物資、資機材等の確保、備蓄に努めるものとする。

（応援要請の手続）

第 4 条 応援を受けようとする都県は、次の事項について、とりあえず口頭で要請を行い、後に文書を速やかに提出するものとする。

(1) 被害の状況

(2) 前条第 1 項各号に掲げる応援の要請内容

(3) 応援の場所及び応援場所への経路

(4) 車両、航空機、船舶の派遣場所

(5) 応援の期間

(6) 要請担当責任者氏名及び連絡先

(7) 前各号に掲げるもののほか必要な事項

（応援の自主出勤）

第 5 条 災害が発生し、被災した都県と連絡が取れない場合、他の都県は、速やかにその被害状況についてヘリコプター等による自主的な情報収集を行い、その情報を被災した都県及び

他の都県に提供するものとする。

- 2 前項の情報等により応援が必要と認められたときは、都県は自主的な判断により応援活動に出動できるものとする。
- 3 応援する都県は、自主出勤した際には、被災した都県に対して、出動の連絡を行うものとする。
- 4 応援する都県は、自主的な応援活動のために職員を派遣する場合には、派遣職員自らが消費又は使用する物資の携行その他自律的活動に努めるものとする。

(応援受入れ体制)

第6条 都県は、災害時における他の都県から応援要員、応援物資等を受け入れるための施設、場所をあらかじめ定めておくものとする。

(応援に伴う車両等の誘導)

第7条 被災した都県及び応援のために出動する車両等が通行する都県は、応援車両等の誘導に可能な限り努めるものとする。

なお、応援する都県は、通過時間、ルート等を関係都県に通報するものとする。

(応援拠点都県の設置)

第8条 都県は、被災した都県に対する効率的な応援を実施するため、応援する都県が複数になる場合には、協議により、被災した都県との連絡調整の中心となる都県(以下「応援拠点都県」という。)を定めることができる。

- 2 前項に規定する応援拠点都県を定めた場合には、応援拠点都県は、この旨をただちに被災した都県に通報するものとする。なお、被災した都県と応援する都県との連絡調整は、原則として、応援拠点都県を経由して行うこととする。

(応援経費の負担)

第9条 応援に要した費用は、法令その他別に定めがある場合を除き、応援を受けた都県が負担するものとする。

- 2 応援を受けた都県が、前項に規定する費用を支弁するいとまがなく、かつ、応援を受けた都県から要請があった場合には、応援した都県は、当該費用を一部繰替支弁するものとする。
- 3 自主出勤による被災地における情報収集活動等に要した経費は、応援した都県が負担するものとする。
- 4 前3項の規定によりがたいときは、その都度、応援を受けた都県と応援した都県の間で協議して定めるものとする。

(訓練の実施)

第10条 都県は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう、必要な訓練を適時実施するものとする。

(資料の交換)

第11条 都県は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう、地域防災計画その他参考資料を相互に交換するものとする。

(連絡会議の設置)

第12条 都県は、災害発生時の迅速かつ効果的な応援体制の確立を図るため、連絡会議を設置するものとする。

(その他)

第13条 この協定の実施に関し、必要な事項又はこの協定に定めのない事項については、都県が協議して別に定めるものとする。

第14条 この協定は、平成8年6月13日から適用する。

- 2 昭和52年6月16日に締結された協定は、これを廃止する。

この協定の締結を証するため、本協定書10通を作成し各都県記名押印のうえ、各1通を保有

する。

平成8年6月13日

東京都知事	青	島	幸	男
茨城県知事	橋	本		昌
栃木県知事	渡	辺	文	雄
群馬県知事	小	寺	弘	之
埼玉県知事	土	屋	義	彦
千葉県知事	沼	田		武
神奈川県知事	岡	崎		洋
山梨県知事	天	野		建
静岡県知事	石	川	嘉	延
長野県知事	吉	村	午	良